

プール学院大学大学院実践科目助成金規程

(目 的)

第1条 この規程は、プール学院大学大学院において実践科目を履修し、サービスマーケティング及びフィールドワーク活動を行う学生に支給する実践科目助成金（以下助成金という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対 象)

第2条 実践科目の趣旨に合致する活動を行う者を対象とする。

(支給額)

第3条 支給額については、別途定める。

(申 請)

第4条 助成金を希望する者は指導教員の承認を得、次の書類を学長に提出する。ただし、申請は在学期間中1回限りとする。

- (1)「実践科目活動申請書」、「実施計画書」、「日程表」
- (2)「実践科目助成金申請書」

(審 査)

第5条 助成金の審査は、第4条に規定する「実践科目活動申請書」等及び「実践科目助成金申請書」に基づき、大学院学生生活の指導担当および大学院研究科委員会において行う。

(支給決定)

第6条 助成金の支給決定は、大学院研究科委員会の議を経て、学長が行うものとする。

(返還義務)

第7条 助成金を受けた者が別途細則に規定する項目に該当する場合、助成金の返還を求める。

(事 務)

第8条 この助成金に関する事務は、学生課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院研究科委員会の議を経て、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。